

5. 終結

- 虐待対応の終結は、評価会議において判断します。
- 虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断をします。
- ただし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。
- 虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。
- 虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極めます。

(1) 評価のまとめと今後の対応についての協議

- 虐待対応計画の実施状況等について確認・評価を行った結果、虐待対応を継続するか、継続する場合どのような継続とするか、あるいは終結が可能か等を検討します。
 - 終結が可能かどうかの判断は、虐待発生要因が明確化され、実際に虐待が解消しているか否かが基準となります。
- ①虐待が解消していない場合
- 現在の虐待対応計画の対応内容を継続しながら個別の課題や目標設定を変更していくか検討します。
 - 要因分析及び虐待対応計画の見直しを行う必要があるか検討します。
- ②虐待が解消された場合
- 高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、虐待対応として継続する必要があるか検討します。
 - 虐待対応ではなく他の関係機関に関与を引き継ぐことができるか検討します。
 - 虐待対応として環境整備に取り組む必要がない場合には、権利擁護対応（虐待対応を除く）または、包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行するかについて検討します。
- ③会議記録の作成
- 対応段階の評価会議でも、初動期段階の評価会議で例示した「高齢者虐待対応評価会議記録票（31ページ参照）」を活用し、虐待対応計画で設定した対応の実施状況や目標の達成状況、確認された事実を正確に把握・記録します。

(2) 虐待対応を終結させる必要性（終結段階）

- 虐待対応が終結しないということは、高齢者の権利侵害が継続していることを意味します。
- 高齢者が尊厳ある生活を取り戻すために、虐待対応は常に終結を意識して行われます。

① 虐待対応終結の考え方

- 虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件です。
- 評価会議での確認をもとに、それぞれの虐待について虐待の発生要因が明確化され、虐待の解消につながったかどうかを判断します。
- 複数の虐待が同時に起こっていて、ひとつでも虐待の発生要因が解消されていなければ、引き続き虐待対応を行います。
- 虐待の解消が確認できたら、虐待の解消が直接、高齢者の安心した生活につながるのかどうかについても見極めます。
- 虐待の解消だけでは高齢者の安心した生活につながらないと判断した場合、必要な環境整備の見通しが立っていることも終結の要件となります。
- 高齢者と養護者を分離した場合、そのことで虐待はいったん解消されます。それが高齢者の望む安心した生活なのか、高齢者の望む安心した生活をかなえるためにはどのような対応が必要なのか、またその実現可能性はどうか等についても検討し見通しを立てます。その見通しが立った時点で終結となります。
- 本人の生命や身体の安全確保を重視する観点から、必ずしも高齢者の希望する生活と終結の形態とが一致しないことも考えられます。
(高齢者本人は、養護者との再同居を希望しているなど)
- 高齢者は施設等で生活し、養護者が時々面会を行うことで関係が改善された状態
- 高齢者の居場所を養護者に明確にせず、お互いに別々の生活を営む状態
(分離継続)
- 可能な限り、高齢者の思いを尊重できる環境を整えます。

② 虐待対応の終結から今後の検討へ

- 「終結」とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも当該高齢者や家族との関わりが終了することではありません。
- 市町村担当部署や地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

<地域包括支援センターの関与の検討>

- 虐待対応終結から、権利擁護対応や、包括的・継続的ケアマネジメント支援に円滑に移行するため、地域包括支援センターの関与のあり方を検討します。

<関係機関との連絡体制の構築>

- 虐待が再発した場合に備えて、高齢者の生活を支援しているケアマネジメント機関と養護者、家族への支援を行っている機関との連絡連携体制を構築します。

【高齢者虐待対応評価会議記録票】

高齢者虐待対応評価会議記録票					決裁欄(例)		
高齢者本人氏名 _____ 殿		このシートは対応評価会議議事録の役割を果たします			課長	係長	担当者
計画作成者所属 _____ 地域包括 _____		計画評価: _____回目			記入年月日	年	月
計画作成者氏名 _____		会議日時: _____年 _____月 _____日 _____時 _____分					
会議目的					出席者	所属: _____ 氏名: _____	所属: _____ 氏名: _____
課題番号	目標	実施状況(誰がどのように取り組んだか)計画通りの役割分担・対応方法を実施した場合には、□にチェック	確認した事実と日付	目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、()内に記載			
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()			
実施した事実と内容、いつ行ったのか、その結果どうなったのか等を記載します				あくまでも目標に対してどうであったのか、を判断根拠とします。			
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()			
虐待発生のリスク状況	虐待種別	判定	【判定欄に該当番号を記入】		高齢者本人の状況(意見・希望)		養護者の状況(意見・希望)
	1. 身体的虐待 2. 放棄・放任 3. 心理的虐待 4. 性的虐待 5. 経済的虐待 6. その他		1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消(再発の可能性が低い) 4. 虐待は解消した 5. 虐待は確認されていない				養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
新たな対応計画の必要性		評価結果のまとめ(_____年 _____月 _____日現在の状況)			今後の対応		
		1. 虐待対応の終結 _____ 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他()			> 1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 > 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 > 3. その他()		

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2.2(東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)

6. 養護者による高齢者虐待への体制整備

(1) 市町村の責務と役割

- ① 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者への支援は市町村が一義的に責任を担います。
- ② 高齢者虐待に関する業務の一部を地域包括支援センターに委託している場合でも責任の主体は市町村にあります。

- 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。
- 高齢者虐待防止法に規定される一部の業務を地域包括支援センターに委託している場合でも、あくまで業務の責任主体は市町村となります。
- 市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性があります。

(2) 市町村による判断とそのための協議の場の設定

- 高齢者虐待対応においては、必要な対応やその判断根拠、方針を組織的に合議によって決定する必要があることから、そのための協議の場を設定する必要があります。
- 「虐待の有無」、「緊急対応の必要性」、「市町村権限の行使」、「虐待対応の終結」については市町村担当部署の管理職が出席する会議において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められます。
- 適切な判断を行うためにも、対応の全体状況や推移を把握するためにも、記録を残すことが重要です。
(相談受付票や事実確認票など判断の根拠を示す帳票や虐待対応の全体状況やその経過を記載する経過記録、協議の場において対応を決定するまでの議論の過程を記す会議記録(議事録)など)

【高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割】

- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）
- ④ 立入調査の実施（第11条）
- ⑤ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）

（3）市町村が整備すべき体制

- ① 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- ② 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置（第3条第2項）

具体的には、虐待対応を行う職員の資質の向上を図るため、研修計画に基づく研修の実施や、当該職員が研修に参加できる体制を整えることです。

なお、県では、市町村や地域包括支援センターの高齢者虐待対応職員（管理職・新任職員、現任職員）を対象に資質向上のための研修を実施しているほか、テーマに応じた専門研修を実施しています。

- ③ 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動（第3条第3項）
- ④ 専門的に従事する職員の確保（第15条）
 - 市町村は養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の業務を適切に実施するため、その業務に専門的に従事する職員を確保できるよう努めなければなりません。
 - 市町村が的確な援助を行うためには、実情に応じてその業務を行う事務職、保健師等医療職、社会福祉士等の福祉職、心理職等の職員を確保します。
 - 精神疾患や心理的負担を持つ養護者が多いことから、精神保健福祉士やカウンセラー（公認心理師など）との連携も効果的です。

⑤関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第16条)

⑥対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知(第18条)

- 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報、届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行う部署を明示し、窓口等を周知させなければなりません。
- 相談・対応窓口は、市町村の他に高齢者虐待対応協力者への委託も可能、地域包括支援センター等でも実施することができます。
- 高齢者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備します。
- 相談等窓口はどこなのか端的に分かる名称を工夫し、住民や関係機関等に対して、「高齢者虐待や養護者支援の担当窓口」であることを明示して、市町村の担当部局名や機関名、その電話番号を周知します。
また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

【具体的周知例】

- ◇市町村ホームページにおいて告知
- ◇啓発リーフレットの配布
- ◇市民啓発講演会の実施

(4) 県の責務と役割

- ① 市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
- 国及び地方公共団体に対し、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めます。
(第3条第1項)
- 市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うことが規定されています。
(第19条第1項)
- 虐待対応における関係機関からの情報提供は、個人情報保護法における目的外利用制限の例外規定に該当することの周知、あるいは都道府県レベル高齢者虐待防止ネットワークを活用した、個人情報に関する協定締結などへの支援を行うこととされています。

② 必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

- 市町村が対応や判断に困難を感じた場合、相談に応じ、連携して対応を行います。
- 県では、「高齢者虐待対応市町村支援事業（169ページ参照）により、市町村における困難事例等に対し、弁護士、社会福祉士等の専門職を派遣するなどして、市町村が専門的アドバイスを受けられる体制を整備しています。

③市町村が行う虐待対応を支援するために必要な体制の整備

- 居室確保のための支援として、広域で居室を確保するために施設との調整を行い、空き室の状況について情報提供を行うなど、市町村が適切かつ迅速に、高齢者の分離保護を行えるような支援を行います。
- 保健福祉事務所（保健所・福祉事務所）を中心に、管内の社会資源を活用できるように広域での社会資源の調整支援を行い、特に対応が困難な養護者への支援において、市町村を支援します。

（５）国の責務と役割

- 国は、「高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法その他必要な事項についての調査研究を行わなければならない」とされています。（第26条）

（６）虐待対応と個人情報の取扱い

①個人情報保護法、高齢者虐待防止法で示された利用の制限等

- 個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（個人情報等を事業の用に供している者）に対して、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条 利用目的による制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条 第三者提供の制限）が義務づけられています。
- 厚生労働省では、上記に該当する個人情報取扱事業者ではない介護事業者などについても、個人情報については慎重に取り扱うべきであると、ガイドラインに示しています。
（厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）
- 高齢者虐待防止法でも、市町村職員や高齢者虐待防止法上の事務委託を受けた機関の役員、職員に対して守秘義務を課しています。
（第8条、第17条第2項）
- 高齢者虐待対応のプロセスでは、関係機関・関係者が、虐待を受けている（おそれのある）高齢者や、虐待行為を行っている養護者に関する情報に接触する機会が多いことから、市町村は、関係機関、関係者に対して、個人情報を保護するための対応を求めていく必要があります。

②個人情報保護法の例外規定

- 個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限は、下記に示すような場合には、例外が認められています。
- 虐待に関する事実確認は、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づくものであることから、下記の個人情報保護法例外規定の第1号の「法令に基づく場合」に該当します。
- 事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、下記規定第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当します。
- 市町村またはその委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、下記規定第4号に該当します。

【参考】個人情報保護法第16条第3項及び第23条第1項の例外規定

一 法令に基づく場合

二人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 略

四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(以下、略)

③住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

- 養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられます。
- 各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項）があるものとして閲覧等が拒否されます。
- 第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

【事例4 分離後再統合し終結した事例】

若い頃から精神疾患があったと思われる80代の母を、息子60代（養護者）が介護していた。本人が「暴力を振るわれた」と近所の交番に逃げ込み保護されたことをきっかけに事実確認後、虐待と認定され施設に措置入所となった。また、養護者は子どもの頃母親からの虐待を受けていたことも分かった。虐待対応計画会議で整理された虐待発生要因の解決に向け、本人に対して適切な受診と治療を支援し、養護者に対して、これまでの介護負担をねぎらいながらも、病状の理解と症状に対する対応について、そして暴力を振るわない約束が出来るまで面接を繰り返し養護者の理解を得た。今後は、介護保険を利用し在宅の福祉サービスと継続的に医療受診が可能な環境を整え、養護者との生活に戻り、虐待が解消されたことを確認し終結とする。高齢者虐待対応終結後は、継続的・包括的マネジメント支援として移行していくこととした。

《ポイント》

虐待対応は終結します。しかし単に分離することを終結とするのではなく、これまでの生活の歴史などにも考慮しながら、虐待要因を解決できるよう支援していくことが重要です。

「住民基本台帳事務における支援措置申請書」の例

※本様式は標準的な様式です。実際の申出の際は各市区町村の様式を使用してください。

表面

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受付	連絡
			/	/
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日)	住所	連絡先	本人確認	
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	住所	その他		
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法 B ストーカー規制法 C 児童虐待防止法 D その他前記AからCまでに準ずるケース				
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他		
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面				
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)				
支援措置を求めもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等	
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所	
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍	
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍		
併せて支援を求め者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名 生年月日
(添付書類がなかった場合)					
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求め者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況: 平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)			市区町村の確認	年月日
					相手方
備考					

- (注) ●太枠の中に記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 - 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
 - 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
 - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 - 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村長に申出を行って下さい。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

④年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

- 養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振込口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。
- 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることとされています。（平成26年10月1日施行）
- 日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は、
 - a)基礎年金番号を別の番号に変更する
 - b)本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わないことが可能
- 秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応が必要となります。

⑤虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

- マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する 基本的な対応等について

1. 設定対象者

《ポイント》

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者

※ 情報連携におけるDV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を把握していない者の申出に当たっては、2の想定されるケース等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とする。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

2. 想定されるケースと基本的な対応

《想定されるケース》

【ケース①】避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

《基本的な対応のポイント》

○ケース①では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

○ケース②では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。

これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

ケース①：

- ・DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。

ケース②：

- ・加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
- ・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明。
- ・ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、一当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、
一DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・カード停止等手続が完了したことを確認できた際には当該フラグを解除。

※なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出て対象者となれば、加害者からの住民票の写し等の請求があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられることを説明。

3. 各機関において実施することが望ましいこと

《ポイント》

- 全ての情報連携事務所管課において対応が生じる可能性があるため、上記内容の周知徹底。
- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的事例について共有を図ること。

- ・ 全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底する。
- ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。
- ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないように、機関内における具体的事例について共有を図ること。
- ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わる時（ケース①に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うこと。

(7) **地域包括支援センターと虐待対応**

- 高齢者や養護者への相談・指導・助言、養護者による高齢者虐待に係る通報・届出の受理、高齢者の安全確認などの事実確認、養護者の負担軽減のための相談・指導・助言その他必要な措置に係る業務の全部又は一部を地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに事務委託することができるとされています。（第 17 条）。

- 介護保険法において、各市町村に設置される地域包括支援センターの業務として、次の業務が定められています。
 - ①総合相談支援業務
 - ②権利擁護業務（高齢者虐待への対応等）
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ④介護予防ケアマネジメント業務
- 地域ネットワークの構築や実態把握、総合相談、権利擁護などの業務の中で高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者、養護者等への支援が行われます。
- 複数の相談等窓口を設ける場合には、窓口間で情報のやりとりに関するルールを作成します。

（８）財産上の不当取引による被害の防止（第２７条）

①相談の受付及び関係機関の紹介

- 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付を行うとともに、関係部局・機関を紹介します。
- 高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ります。
- 高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています。（第 27 条）。
- 相談や関連部署・機関の紹介は、高齢者虐待対応協力者に委託することが可能です。
- 高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。
- 住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

<相談窓口>

消費者ホットライン

○TEL：188（局番なし）

○消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするもの。

○土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日利用する事が可能。

日本司法支援センター 法テラス

OTEL:0570-078374

○(平日)9:00~21:00 (土曜日)9:00~17:00

○情報提供業務

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内している。

○民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っている。

○その他

犯罪の被害にあわれた方などへの支援(犯罪被害者支援業務)等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に公益性の高いサービスを行っている。

(ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務がある)

②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

③成年後見制度の活用

○財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。

(84ページの成年後見制度を参照)